

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 5月21日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：20件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	中央操作室原子炉給水・再循環流量制御盤（9-18）に「マスターコントロールB異常」の警報発生が認められたため、当該制御盤を点検・修理	C	
2	2号機	タービン建屋大物搬入口近傍の地面に陥没が認められたため、当該地面を点検・調査	C	
3	3号機	高圧復水ポンプエリア換気空調系局所空調機（23）のフィルタに詰まりが認められたため、当該フィルタを交換	D	
4	3号機	循環水ポンプ（C）出口弁に「過負荷トリップ」の警報発生が認められたため、当該警報回路を点検・修理	C	
5	4号機	原子炉格納容器圧力抑制室水温度用温度スイッチ（365B）点検において、電源スイッチの動作不良（電源が入らない）が認められたため、当該スイッチを修理	D	
6	4号機	制御棒駆動水ポンプ（A）油冷却器ドレン弁点検において、ブッシュネジに固着が認められたため、対応検討	D	
7	4号機	定期事業者検査（安全保護系検出器性能（校正）検査のうち「原子炉再循環ポンプ再循環流量」検査）において、検査要領書に誤記（基準指示値）が認められたため、当該箇所を訂正	D	
8	4号機	高圧復水ポンプエリア換気空調系局所空調機（24）冷却水入口弁等（16台）点検において、ボルト・ナットに腐食が認められたため、当該ボルト・ナットを交換	D	
9	4号機	残留熱除去系A系手動注水弁浸透探傷検査において、弁体シート面に指示模様が認められたため、対応検討	D	
10	5号機	中央操作室主タービン電気油圧式制御装置盤取替作業において、負荷要求偏差信号出力範囲に誤りが認められたため、是正及び対応検討	C	
11	5号機	タービン建屋地階非常用ディーゼル発電機（A）室天井ハッチ部より雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	5号機	廃棄物処理系床ドレン収集ポンプにグランドリーク量の増加が認められたため、当該グランドパッキン部を点検・修理	D	
13	5号機	原子炉隔離時冷却系タービン入口蒸気配管空気作動第1ドレン弁の駆動空気減圧弁よりエアリークが認められたため、当該減圧弁を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	5号機	事故時サンプリング設備試験において、自動減圧機構に動作不良（サンプルフローに工程が移行しなかった）が認められたため、当該自動減圧機構部を修理	D	
15	5号機	低圧復水ポンプ（C）バランス管逃し弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
16	5号機	可燃性ガス濃度制御系A系入口隔離弁開閉表示用リミットスイッチに動作不良（全閉で緑ランプ不点灯）が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	D	
17	6号機	廃棄物処理系廃液脱塩器出口導電率高補助リレーに動作不良が認められたため、当該部を点検・修理	D	
18	集中環境施設	計装用空気系空気圧縮機（B）に異音が認められたため、当該部を点検・修理	D	
19	その他	海生物処理設備環境集塵装置入口配管に詰まり（フレコン袋詰め装置出口）が認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
20	その他	海生物処理設備重油ポンプ入口圧力計に指示不良が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで